

再就職のため職業訓練は受けられないか

【質問】

このたび再就職のため職業訓練を受けたいと思っておりますが、前にいた会社では雇用保険の適用が無かったため失業給付がありません。失業給付の無い私が、職業訓練を受講することは出来るのでしょうか。

【答え】

職業訓練には、主に雇用保険（失業給付）を受給している求職者を対象にする「公共職業訓練」と、主に失業給付を受給できない求職者でも要件を満たせば利用できる制度があります。この制度を「**求職者支援制度**」と言い、雇用保険を受給できない方が職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。

例えば、雇用保険に加入できなかった、雇用保険の失業給付（基本手当）を受給中に再就職できないまま支給終了した、雇用保険の加入期間が足りずに失業給付を受けられない、自営業を廃業した、就職が決まらないまま学校を卒業したなどの場合が該当します。

この制度の**支援の対象となる方（＝特定求職者）**は、下記要件を全て満たす必要があります。

1. ハローワークに求職の申込みをしていること
2. 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
3. 労働の意思と能力があること
4. 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

※在職中（週所定労働時間が20時間以上）の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方、老齢年金の受給者の方などは、原則として特定求職者に該当しません。

上記要件に該当すれば、「**求職者支援訓練**」または「**公共職業訓練**」を原則無料※で受講できます（訓練実施機関による選考があります）。 ※テキスト代などは自己負担になります。

また、一定要件を満たせば、訓練期間中「**職業訓練受講給付金**」が支給されます。

職業訓練受講給付金

- 職業訓練受講手当・・・月額10万円
- 通所手当・・・職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

《支給要件》（以下の全てを満たす方が対象）

- ① 本人収入が月8万円以下
- ② 世帯全体の収入が月25万円以下
- ③ 世帯全体の金融資産が300万円以下
- ④ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑤ 全ての訓練実施日に出席している
- ⑥ 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- ⑦ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により特定の給付金の支給を受けたことがない

なお、支給要件についての詳細はハローワークで再度ご確認ください。

ご質問のように、雇用保険に加入できなかったのであれば「**求職者支援制度**」の要件に該当すると思われます。職業訓練の受講申し込みや職業訓練受講給付金のお問い合わせはハローワークで行っています。まずはハローワークの窓口で求職申込をし、職業訓練を希望していることをご相談下さい。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 雇用保険（失業給付）を受給できない方でも、要件に該当すれば、職業訓練を受講し、給付金を受けることができます。